

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年6月2日

長与町長 吉 田 慎 一

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

- (1) 住 所：長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1578番地
- (2) 団体名：社会福祉法人 のぞみ会
- (3) 代表者：池原 泉

2 事故の概要

- (1) 事故発生日時
令和8年1月13日午後3時30分頃
- (2) 事故発生場所
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1578番地 もりのほいくえん（のぞみの杜内）
- (3) 事故の状況

上記の日時及び場所において、移動図書館による書籍の貸出し返却等業務を行う際に、本町が所有し、公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会の派遣会員が運転する車両が、敷地へ進入後、方向転換した際に施設のフェンスに車体左後方部分が接触し、フェンスの一部を破損させたもの。

3 和解の内容

本町は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

195,822円

令和8年3月31日

長与町長 吉田 慎

